

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

スマホ決済にご注意を!!

スマホ決済とは、「〇〇Pay」などの名称で提供されるキャッシュレス決済方法の1つで、利用に応じたポイント付与が魅力的です。しかし、正規の事業者を装ったメールから偽サイトに誘導され、登録した情報が盗まれて、勝手に買い物をされてしまったなどの被害が報告されています。



【トラブル防止のためのポイント】

- ▼決済額を必ずその場で確認し、レシート・利用履歴を残す
- ▼スマホ端末のロック機能やアプリのパスワードなどの自己管理を徹底する
- ▼不正利用時などの補償の有無や条件を確認しておく
- ▼スマホ紛失時に備えて、利用停止方法を事前に確認しておく
- ▼スマホ決済事業者への連絡方法を確認しておく

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日、年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝2月1日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎ 28-9110）

※1月31日④15:30までに予約してください